

The Waymark

～ 地震保険 ～

6月18日午前7時58分に大阪北部を震源とする地震が発生しました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

南海トラフ大地震など、将来の発生確率が高まっていると言われる中、先日の地震で今まで以上に『地震保険』への関心が強まっています。



地震保険とは「**地震で被災した際に、生活を立て直すための費用を確保する保険**」です。そして地震を原因とする火災や損壊、津波などは火災保険では補償の対象とはならず、地震保険のみで補償されますのでご注意ください。

地震保険は補償目的が明確であるため、**保険金の支払いが早い**という特徴があります。東日本大震災や熊本地震では多くの保険金請求がありました。日本損害保険協会や各損害保険会社が特別措置を設け、約2ヶ月の間に、8割の保険金が支払われるなど、迅速な対応が行われました。

ただ、**地震保険は単独で加入することはできません。火災保険とセットで加入が必要**です。そして補償の対象となるのは、「居住用建物」および「家財」です。契約できる保険金額は、火災保険の保険金額の30～50%の範囲内と決められています。地震保険の保険金額には、建物は5,000万円、家財は1,000万円という上限があります。仮に2億円の豪邸でも、地震保険には、最高で5,000万円までしか加入できません。

また地震保険の保険金支払額は、実際の損害額に応じて決まるのではなく、損害の程度による4段階の損害区分にもとづいて決まると言う特徴があり、4種類に分類されます。(図1参照)

したがって、被害状況によっては実際の損害に比べて少ない保険金しか受け取れない場合があります。(今回の大阪北部の地震は、規模が小さかったため、被害のあった家庭ごとの状況によって補償金額を算定する方法をとっている保険会社もあるようです。)

税務上では、地震保険の保険料は「**地震保険料控除**」の対象となります。

支払った保険料に対し、**所得税では5万円を上限に、年間の所得から控除されます(住民税は25,000円が上限)**。1年を超える長期契約で保険料を一時払いしている場合でも、控除は毎年分割して受けられます。地震の多い日本ですので、政府も地震被害に備え、地震保険料控除という形で、各家庭への地震保険への加入を推奨している背景が読み取れますね。

実際に地震被害に遭われた際には、**壊れた家財は必ず写真を撮って**から片付けるようにしてください。

保険金を請求する際に必要になることがあります。そして、補償の対象になるのか？ どうすればよいのか？ そんな時は担当者へ対応方法をご連絡ください。

地震大国日本で生きる者として、もしもの時にしっかりと備えておきましょう！

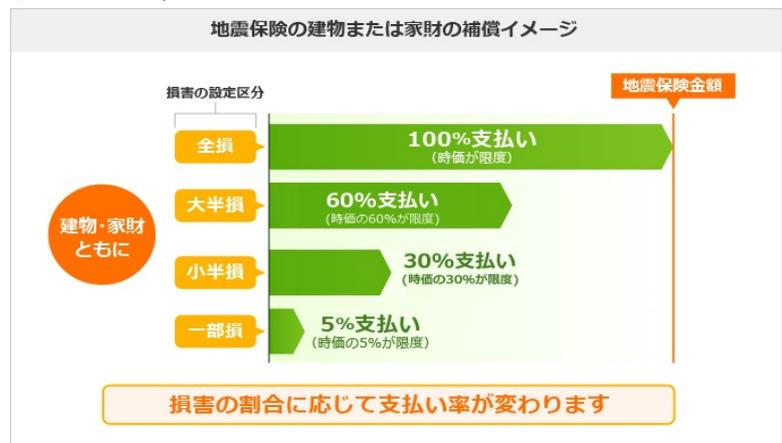


図1 価格.comより引用

